

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1節 総則

（目的及び意義）

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「当法人」という。）定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、理事及び監事のうち、当法人を主たる勤務先とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、及び手数料等経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2節 常勤役員の報酬等

（報酬等の支給）

第3条 常勤役員の報酬は月次給とし、別表1に定める。

2. 第2条4号の定めにかかわらず、賞与及び退職慰労金は支給しないものとする。特別功労金は、評議員会の決議により支給する場合がある。

（報酬等の支給定日および支給方法）

第4条 常勤役員の報酬等の支給定日は、毎月25日（その日が金融機関の非営業日にあたる場合は、直前の金融機関の営業日）とする。

2. 常勤役員の報酬等は、当該常勤理事が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(報酬控除項目)

第5条 常勤役員の報酬等からの控除項目は、所得税、地方税、社会保険料及び当法人の立替金・貸付金のほか、当該常勤役員が特に承諾した事項とする。

(就任または退任等における報酬の取扱い)

第6条 月の途中で新たに常勤役員に就任した場合、又は月の途中で常勤役員が任期満了、辞任、解任、死亡等により退任した場合における当該月の報酬については、日割計算等を行わず、1か月分を支給する。

第7条 削 除

第8条 削 除

第3節 非常勤役員の報酬等

(報酬等)

第9条 当法人の非常勤役員は無報酬とする。

第4節 費用

(費用)

第10条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用を、当該役員等から請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、当該役員等の請求に基づき前もって支払うものとする。

(通勤手当)

第11条 常勤役員には、経済最短距離の交通機関を利用した通勤に要する実費相当額を通勤手当として支給する。ただし、国税庁の定める通勤手当の非課税限度額を上限とする。

第5節 その他

(公表)

第12条 当法人は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第13条 本規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第14条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. 本規程は、平成27年(2015年)3月18日から施行する。
(平成27年3月18日評議員会議決)
2. 当法人には、当分の間、常勤監事を置かないものとする。

改正 平成28年3月18日

改正 令和4年(2022年)3月17日 評議員会議決により施行、同年4月1日より適用

別表1

職 務	月次報酬
常務理事	750,000円